

【介護職員処遇改善加算】の算定について

令和6年4月1日

社会福祉法人賛幸会

理事長 田中彰

社会福祉法人賛幸会では、介護職員に対する処遇を一層改善することにより、介護職員の「確保・育成・定着」を推進し、それにより利用者へのより良質なケアを提供することを目指しております。

当法人におきましては、平成24年度より「介護職員処遇改善加算」を算定し、介護職員の処遇の改善に努めております。令和6年度より、「処遇改善加算」の制度が一本化（介護職員等処遇改善加算）され、加算率が引き上げられることから、より一層の介護職員への処遇の改善を進めてまいります。

（賃金以外の改善について）

令和6年度に実施予定の主な取り組みは次の通りです。

- ① 他産業からの転職組、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ② エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
- ③ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ④ 短時間勤務労働者等の受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ⑤ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ⑥ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

（対象事業所）

なお、本加算の対象としている事業所は次の通りです。

- ① 特別養護老人ホームはまゆう
- ② 特別養護老人ホームのでらはまゆう
- ③ 短期入所生活介護施設はまゆう
- ④ はまゆうデイサービスセンター
- ⑤ グループホームはまゆうの里